

山形歯科専門学校教育運営委員会規則

平成 9年 3月 6日 制 定
平成 20年 5月 29日 一部改正
平成 24年 3月 22日 一部改正
平成 29年 5月 25日 一部改正
平成 30年 5月 31日 一部改正

第1条 山形歯科専門学校学則第27条第1項並びに第2項に基づき本規則を定める。

第2条 教育運営委員会（以下、「運営委員会」という。）は、学校の教育方針、教育内容、学生の身分、教務の研修、学校施設等の諸課題について協議し、教育活動の円滑な運営をはかることを目的とする。

第3条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長（校長）1名
- (2) 副委員長（副校長）1名
- (3) 委員（科長）1名
- (4) 委員（副科長）2名
- (5) 委員（事務長）1名
- (6) 委員（教務主任）1名

2 委員長、副委員長、委員は山形県歯科医師会（以下、「本会」という。）理事会の承認を受け、本会会長が委嘱する。

3 会長により教頭が任命されている場合は、これを構成員とし事務長の上に置くものとする。

4 委員の任期は本会会長の在任期間とし、再任は妨げない。

第4条 運営委員会は委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

第5条 運営委員会は、目的を達成するために次のことを協議する。

- (1) 学校の教育方針並びに教育内容に関する事
- (2) 学校評価に関する事
- (3) 学校の講師の委嘱・解任に関する事
- (4) 学生の定員並びに募集に関する事
- (5) 入学者の合格判定に関する事
- (6) 学生の進級や卒業の判定に関する事
- (7) 学生の身分や賞罰に関する事
- (8) 修学支援制度に関する事
- (9) 学生並びに卒業生の就職に関する事
- (10) 教務の研修に関する事
- (11) 学校施設の管理運営に関する事

2 特に重要な事項に関しては、本会理事会並びに代議員会の承認を受けるものとする。

第6条 教務の研修機会を確保し、教育の質保証と向上を図る。なお、研修計画等の詳細は別に定める。

第7条 学校運営の改善を目的とし、以下の通り委員会を設置する。

- (1) 校内評価委員会
- (2) 学校関係者評価委員会

(3) 教育課程編成委員会

(4) 学校図書室運営検討委員会

2 各委員会の目的や役割等の詳細については、別に定める。

第8条 全ての委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

第9条 会議の議事録を作成しなければならない。

第10条 この規則の改廃は、運営委員会の議を経て委員長が本会理事会に提案し承認を得、その上において本会代議員会の承認を受けて決定するものとする。

第11条 この規則に定めのない事項については、運営委員会の議を経て本会理事会において決定する。

附 則

1 この規則施行により、山形歯科専門学校運営委員会規程（昭和54年4月1日制定）は、廃止する。

2 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

令和4年度 教育運営委員会名簿

校 長 (委員長)	大 貫 英 一
副 校 長 (副委員長)	永 田 一 樹
科 長 (委員)	齋 藤 憲 生
副 科 長 (委員)	横 山 祐 子
同 (委員)	橋 本 紀 洋
事 務 長 (委員)	鈴 木 淳
教務主任 (委員)	結 城 泉